

陳情第 1 号
平成 30 年 2 月 7 日

国立市議会議長
大和祥郎様

機構法 25 条 4 項「家賃の減免」実施と居住者合意の「団地別整備方針書」策定
にかんする意見書提出を求める陳情

[陳情の趣旨]

いま私たち公団住宅居住者は、高齢化と収入低下のなかで家賃負担の重さに悩み、居住にたいしても不安をいただいています。

昨年 9 月、国立富士見台団地 (2,050 戸) 自治会がおこなったアンケート調査によれば、世帯主 75 歳以上が 43%、60 歳以上だと 76%を占め、年金受給世帯が 69%、給与所得者はわずか 19%です。年収は 66%の世帯が 353 万円未満 (45%が 242 万円未満) にたいし、家賃は 7~9 万円台 62%、10 万円以上が 13%です。年収 250 万円で家賃が 8 万円だと、家賃負担率は 38%になります。年金だけが頼りの世帯 43%では収入の半分を家賃に充てています。87%が重い (たいへん重い 50%、やや重い 37%) と答えています。

いちよう並木国立 (346 戸) 自治会のアンケート結果でも、国立富士見台に比して、世帯主年齢はやや若く、給与所得者も多く、平均収入が高いとはいえ、年金受給世帯が 50%を占め、家賃は 10~11 万円台 38%、12 万円以上 47%、90%が重いとの回答です。

都市再生機構は市場家賃を原則としながら、その公共的使命から機構法 25 条 4 項に「規定の家賃の支払いが困難な者には減免することができる」と規定しています。公団住宅居住者の多くが公営住宅収入層であることを政府・機構とも認めながら、この条項は空文化され、実施されていません。この条項の実施を強く求めます。

都市再生機構は団地の統廃合、住戸の削減をめざして、2018 年度末までに「団地別整備方針書」の策定を進めています。私たち居住者は団地コミュニティを培い、多くが末永く

住みつけたいと願っています。上記アンケートでも国立富士見台団地で 69%、いちょう並木国立で 65%が永住希望を表明しています。団地の再整備計画づくりにあたっては、検討の段階から国立市をふくめ居住者自治会と十分に話し合い、三者合意のうえの策定を求めます。

以上の趣旨にご理解たまり、下記事項について意見書を内閣総理大臣、国土交通大臣ならびに都市再生機構理事長にご提出いただきたくお願いします。

〔陳情事項〕

1. 都市再生機構は、公営住宅収入層に準じる低額所得世帯にたいし、機構法 25 条 4 項の「家賃の減免」条項を実施すること。
2. 都市再生機構は、「団地別整備方針書」の策定にあたっては、国立市をふくめ居住者自治会と十分に話し合い、三者合意を得ること。